

★ 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）（医療介護計画課）

一 改正の要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、介護支援専門員の登録に係る欠格事由が見直されたことなどに伴い、様式を改めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年一月十六日